

BAP事例2：農薬の保管関係（根拠法令：農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令等）

事例

BAPの状況

想定されるリスク等

①



- ・農薬の専用保管庫がないため、乾燥調製施設内に農薬を平置き（コンパネの下は粉搬入口）。
 - ・農薬がこぼれている（赤丸実線箇所）。
- など

- ・関係法令等に違反の恐れあり。
- ・米等の農産物に農薬残留汚染の恐れあり。

②



- ・「毒物」指定の農薬が保管庫の外に放置（赤丸実線箇所注目）
 - ・期限切れ農薬多数放置（棚上段ホール内）
 - ・農薬に隣接して他の資材や農産物を保管
- など

- ・関係法令等に違反の恐れあり。
- ・盗難や誤用・誤飲による事故の恐れあり
- ・無駄な在庫や処理費用などのコストの発生
- ・農産物に農薬残留汚染の恐れあり。

③



- ・農薬の専用保管庫はあるが、施錠はしていない。
 - ・期限切れ農薬あり
 - ・農薬保管庫等の必要な表示なし。
- など

- ・関係法令等に違反の恐れあり。
- ・盗難や誤用による事故の恐れあり

いずれも、農薬の保管管理に係る法令等の認識がなく、法令違反や農薬残留、盗難・事故等のリスクに気が付いていない！！